

令和7年6月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年（ハ）第118407号 和解金請求事件

口頭弁論終結日 令和7年5月19日

判 決

当 事 者 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、102万5615円及びこれに対する令和5年12月8日から支払済みまで年6パーセントの割合による金員を支払え。

第2 請求の原因

別紙請求の原因記載のとおり

第3 理由

1 被告主張の要旨

(1) 別紙請求の原因記載の事実を認める。

しかし、本件訴訟物である和解金債務（以下「本件和解金債務」という。）は、その前提となる立替金及び貸金等の負債が訴状記載のとおり平成26年3月31日に期限の利益を喪失したことを前提とすれば、遅くとも5年後の平成31年3月31日の経過により時効消滅していたことになるから（旧商法522条）、消滅時効を援用する。

(2) 消滅時効援用権喪失の趣旨

時効完成後、自ら時効の利益を享受し得ることを知らずに債務者が自己の債務の存在を承認したような場合について、たとえ時効完成の事実を知らなかったときでも、信義則上もはや時効を援用することができないとさ

れている。

この趣旨は、時効の完成後、債務者が債務の承認をすることは、時効による債務消滅と相容れない行為であり、債権者においても債務者はもはや時効の援用をしない趣旨であると考えるから、その後においては債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らして相当であり、また、かく解しても永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反しないからである（最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁）。すなわち、最高裁判所は、債務者の時効完成についての知・不知にかかわらず、時効に関する道徳的側面を捉えて時効の援用を許さないとしているものと解される。

そうすると、債務者が消滅時効完成後に、債権者に対し債務の承認をしたとしても、債権者及び債務者の各具体的事情を総合考慮の上、信義則に照らして、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が債権者に生じたといえないような場合、例えば債務者の無知に乗ずるなど欺瞞的方法を用いて債務者に一部弁済を促したり、債権の取立が法令や各種通達などに抵触する方法でなされた場合には、債権者の信頼を保護するために債務者がその債務について消滅時効の援用権を喪失すると解すべきいわれはない（乙1、山形簡易裁判所令和3年7月19日判決）。

(3) 本件における具体的事情

ア 被告は昭和 年 月 日生まれの73歳の一般市民であり、現在は派遣社員として稼働している。

他方、原告は貸金業者等を目的とする株式会社である。

イ 令和5年7月3日、株式会社日本インヴェステーションという名称が記載された封筒が被告宅に投函されており（乙2の1）、その封筒の中には原告からの依頼で上記会社が被告宅を訪問したこと、「お忙しいことと存じますが、ご確認したい事項がございますので、下記連絡先

までご連絡下さい」とあり、連絡先として原告の社名が記載されている文書（以下「本件連絡依頼書面」という。）が挿入されていた（乙2の2）。その書面上は債務の支払を求める記載は一切ない。

本件連絡依頼書面を見た被告は慌てて原告宛に電話をかけたところ、対応した男性から「払ってもらわないと困る。」、「期間も長い。」、「いくらでもいいから（払ってほしい）。」というような内容の言葉を並べ、被告に対し支払を要求した。

被告としては、とにかく1万円を支払えば終わるものと思い、1万円であれば支払う旨を告げ、令和5年7月5日、原告が指定した銀行口座に1万円を振込送金した。被告が「その後は月々1万円を弁済する。」というような申出はしていないし、実際にこの1万円以降支払を行っていない。

なお、原告は、本件訴訟係属中も被告に対し、「ご連絡のお願い」と題する書面や「お振込み口座のご案内」と題する書面を送付している（乙3の1ないし同2）。

(4) 具体的事情に対する評価

以上の具体的事情を前提とすれば、本件は以下のように評価すべきである。

ア そもそも、原告は被告に対し、最初から債務の返済を求める目的であったにもかかわらず、その目的を秘し、あえて探偵会社を利用して「確認したいことがある」と被告を唆し、被告から原告に対して電話で連絡するように仕向けた。

イ 被告が原告に対し電話したことを契機として、原告は電話口という他人と相談できない1対1の状況下に被告を置き、すでに4年以上も前に時効が消滅している債務について債務承認の既成事実を形成するためにわずか1万円の支払をさせ、その後訴訟提起をしているのであ

るから、その支払は最初から債務承認のための手段として利用する目的であったといえる（最初から訴訟提起した場合、弁護士等に相談され、訴訟において時効を援用されることのリスクを敢えて避けたといえる。）。

ウ 原告は貸金等を目的とする業者であるから、時効制度等の法律にも精通しているはずである。

原告は本来であれば時効期間が経過する前に訴訟を提起するなどの手段を容易に取り得たにもかかわらず、時効期間を徒過させているという怠慢があるから、債務者である被告が「もはや消滅時効を援用しない」という期待を有していたとは言えない。

それは、原告が本件訴訟係属中であるにもかかわらず、被告に対し、直接連絡をするよう促したり、振込口座を通知するなどして被告に対し支払をさせようとしていたことから窺える。

エ 他方、被告は、令和5年7月当時は72歳という高齢の一般女性であり、時効制度を含めた法律に精通するような立場ではない。

オ 以上の評価を前提とすれば、本件においては信義則に照らして、債務者である被告がもはや時効の援用をしない趣旨であるとの保護すべき信頼が債権者である原告に生じたとはいえないというべきである。

(5) 甲第3号証（交渉履歴）記載中の「2023-7-5 10:17 受電」の内容

ア 甲第3号証（交渉履歴）（以下「本件交渉履歴」という。）の「担当者コメント」欄には「10年以上前の事なので払う必要がないと知人から聞いたと連絡あり。」と記載されていることから、被告はこの時点で債務を支払う意思がないことは明らかであり、消滅時効援用の黙示の意思表示があったものと解される。

イ また、上記の被告の意思表示に対し、原告担当者は「残高がある為、請求していることを説明」し、それに対し「不利益事項伝え、10,0

00円入金約束。」とのコメントがある。

2 上記1の被告の主張に対し、原告は次のとおり主張する。

原告は、令和6年3月19日付け原告作成の取引履歴（甲2）及び交渉履歴（甲3）の各写しを提出する。

取引履歴（甲2）は、被告が原告の銀行口座へ振込をし、入金処理をした記録であり、被告は、令和5年7月4日午前10時28分に原告事務所へ架電し、自己の生活状況について説明し、債務を認め、令和5年7月5日までに1万円を弁済し、その後は月々1万円を弁済すると申し出た。

また、本件交渉履歴（甲3）は、本件和解金債権の交渉等記録簿であり、原告がこの内容で被告債権の管理をしており、これによると、被告は令和5年7月4日10:28に原告事務所に架電し、一括返済は困難であるため毎月1万円の分割弁済を希望し、令和5年7月5日に1万円の弁済約束をしている。

よって、原告は、被告の債務承認による時効援用権の喪失を主張する。

3 取り調べた証拠（甲1ないし甲3及び乙1ないし乙3の2）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 被告は請求原因事実を認めているが、本件和解金債務について、消滅時効を援用するとの抗弁主張を行った。

(2) 被告の消滅時効の援用の主張に対し、原告は、被告が令和5年7月5日までに1万円を弁済し（甲2）、その後は月々1万円を弁済すると申し出た（甲3）等として、被告の弁済及び弁済約束により、被告の時効援用権は喪失した旨主張する。

(3) 被告が上記(2)の弁済等を行った経緯等について

ア 原告及び被告の各主張において、被告が原告に対し、令和5年7月5日に、1万円の支払を行った事実には争いはない。

イ しかし、被告が主張するとおり、原告は被告に対し、本件訴訟提起前

に訴外株式会社インヴェスティゲーションに依頼し、被告宅に令和5年7月3日14時に訪問させた上で、本件連絡依頼書面を投函させ、原告への連絡を促した事実が認められる(甲3、乙2の1及び乙2の2)。

ウ 本件連絡依頼書面により、被告は原告に連絡をとり、被告が原告に対し、同月5日に1万円を支払った経緯が認められる(甲3)。

この点、被告は、その後の支払約束はしていない旨主張し、原告は甲第3号証を根拠に返済約束があった旨主張する。

エ また、以上の経緯に加えて、甲第3号証による令和5年7月5日の交渉状況によれば、被告から「10年以上前の事なので払う必要がないと知人から聞いた」旨の連絡があった事実が記載されており、この時点において、被告から原告に対し、消滅時効の援用の意思がある旨を伝えたことが認められる。

また、甲第3号証によれば、被告の上記連絡に対し、原告は、被告に対し、「不利益事項伝え」た上で、「本日10000円入金約束」が被告からなされた経緯が記載されている。なお、原告は被告からこの「不利益事項」の内容説明を求められたが何ら釈明しない。

オ 原告は、本件訴訟提起後、被告が答弁書により、本訴請求に対し時効を援用する旨を主張したにもかかわらず、その後、被告主張のとおり、原告は、甲第3号証の1及び甲第3号証の2の令和6年2月2日付け「ご連絡のお願い」及び「お振込み口座のご案内」を送付した。

(4) 被告の1万円の支払及び支払約束の有無等について(消滅時効援用の喪失の有無等)

ア 被告は、長期間にわたって本件和解金債務の支払を行っておらず、また、債権者からの連絡等もなかったことが認められ、本件連絡依頼書面が投函されたことから、原告に直ちに連絡を行った経緯が認められる。

イ また、その際には、被告が本件和解金債務について、10年以上も前

のことであり、支払う必要がないと聞いた旨伝えていることが認められる。

ウ 以上の経緯等を踏まえると、甲第3号証（交渉履歴）には、被告として、令和5年7月5日に1万円の支払を約束した旨の記載が認められるが、その後、1万円ずつ支払う等の支払約束を行ったとまでは認められない。

被告が消滅時効完成后に、原告に対して本件和解金債務の一部である1万円を支払ったとしても、原告及び被告間における上記のような経緯及び具体的なやり取りの事情等を総合考慮すると、原告は被告が消滅時効援用の意思表示をほのめかしているにもかかわらず、詳細は不明であるが被告に対する不利益事項を伝えるなどして執拗に支払及び支払約束を被告に迫った事実が推認される。

すなわち、被告が主張するとおり、原告は被告に対し、本件和解金債務について時効の援用を喪失させる事実を確定させようと、執拗に支払約束等迫っている事実が推認されるのであって、令和5年7月5日の1万円の支払の事実をもって、信義則に照らして、被告が消滅時効を援用しない趣旨であるとの保護すべき信頼が債権者（原告）に生じたとはいえない場合であると認められる。

したがって、原告による被告に対する上記一連の働き掛けは、被告が主張するとおり、被告の無知に乗ずるなど、いわば威圧的ないし欺瞞的方法を用いて原告に一部弁済を促すものとして、また、不適切と指摘されてもやむを得ない方法等により、被告に対し、債権の取立等を行ったものと認められ、被告の1万円の支払等をもって、原告の信頼を保護するために被告が本件和解金債務について消滅時効の援用権を喪失したものと解されない。

第4 結論

以上の事実をもとに判断すると、原告の請求は理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第4室

裁 判 官

太 田 雅 夫 

(別紙)

当事者目録

東京都港区南麻布四丁目5番48号

原 告	れいわクレジット管理株式会社
同代表者代表取締役	越智貴也
同訴訟代理人支配人	西川賢二

新潟県

被 告	
同訴訟代理人弁護士	片沼貴志

以 上

請 求 の 原 因

1 会員契約の締結について

被告は、訴外日本信販株式会社（現在、三菱UFJニコス株式会社。以降、「ニコス」という。）に対し立替金及び貸金等の負債を負い、その弁済に窮し債務承認と弁済方法についての申し込みを行い、以下の内容で契約を締結した。

- | | |
|-------------|---|
| (1) 契約名称 | 債務承認弁済契約書 |
| (2) 契約日 | 平成17年4月13日 |
| (3) 貸主 | ニコス |
| (4) 債務承認額 | 1,520,935 円 |
| (5) 返済回数 | 96 回 |
| (6) 初回弁済日 | 平成17年5月27日 |
| (7) 均等返済毎月 | 15,843 円 |
| (8) 均等返済最終月 | 15,850 円 |
| (9) 弁済方法 | 毎月27日限り、被告が指定した銀行等口座の自動振替により、指定返済金を支払う。 |

期限の利益の喪失

被告が、本契約による分割返済金の支払いを2回以上遅延したとき、ニコスによる通知催告なくとも、当然に期限の利益を喪失する。

2 期限の利益の喪失

被告は、弁済を怠り、遅くとも平成26年3月31日に期限の利益を喪失した。

3 被告の弁済

被告は、平成17年5月27日以降、本件債務承認弁済契約に基づく債務に対して金495,320円を弁済し、残元金は1,025,615円となった。

4 会社分割および社名変更

ニコスの事業について、平成24年4月1日および同年10月1日に会社吸収分割方式により、ニコスの連結子会社であったMUニコス・クレジット株式会社（以降、「MUニコス」という。）が事業の一部承継をした。よって同日付けでMUニコスは、本件債権の権利義務を承継した。MUニコスは、令和1年10月1日に社名を原告名へ変更した。

5 損害金の請求

本件契約は、債権債務の額を確定し、これの弁済方法を相互に確認して解決することに主眼を置いており、損害賠償の定めがない契約と位置づけている。また、民法419条1のただし書きによっても、被告が遅滞の責任を負った時より、本債権の適用法定利率である年6.0%の割合で損害賠償金の支払い義務を負う。よって原告は被告に対し金1,025,615円に対する平成26年4月1日から支払い済みまで、年6.0%の割合による金員の請求権があるものの、かかる期間の一部は行使せず令和5年12月8日より請求する（旧商法514条、民法419条1）。

6 結語

よって、原告は被告に対して金1,025,615円及び、これに対する令和5年12月8日から支払い済みまで年6.0%の損害金の支払いを求める。

以上

これは正本である。

令和7年6月26日

東京簡易裁判所民事第4室

裁判所書記官

田村直平

